

# 市民の権利を守る議員でありつづけてたい！

須坂市議会議員

佐藤 寿三郎

## インター周辺等開発に関する最新情報 !!

平成 29 年 12 月 22 日、須坂市のインター周辺の開発について、地域未来投資促進法に基づく基本計画は、国（経済産業省外関係各省）の同意を得ました。

### 第 1 私が一貫して提唱し続ける 5 の課題

地方自治とは、須坂市の意思は選挙を経た市民の代表者たる市長と議員によって議会で須坂の意志を決める。その全責任は市長と議会（議員）が負うことを意味します。須坂市民の市民益や法によって認められた個別的な権利を守るに臆することなく、国や県と互角に渡り合うべきです。それには議員に強靱な自治意識、高度な情報収集力と緻密な分析能力が求められます。その上に立って強かな実行力が、政策の実現に向けた支えとなります。

問われているのは、議員が市民の権利を如何に守れるか。そのためには主義主張を持たない議員に決して陥ることなく、党派を超えた政治家としての見識と資質です。徒に何でも反対を唱えて、市長の足を引っ張るだけの旧来の議員スタイルから、議員が市長と対等に政策を論議し、納得が行かない場合はルールに則り、議会という土俵の上で正々堂々と「どちらの論が市民益に叶うか！」の政策論議を深める必要があります。或いは市長部局に対峙する組織として、議員提案の条例案作成能力を高める研鑽も必要です。国政と違った二元代表制を布く、民主的な地方自治の理想像を具現するためにも、活力ある須坂市議会議員でありたいと思っております。

#### 1. 須坂に雇用の場があってこそ、子孫は住み続けられます！

都会から離れた地方で成長する子どもたちは、高校卒業時に就職か進学か、就職は地元の企業か？都会か？進学も地元の大学か？都会の大学や専門学校か？の選択が大きく立ちはだかります。いわば「18 歳 将に人生の選択」と申せます。

毎年、須坂から大勢の 18 歳が都会に流出します。人生の目標を叶えるための巣立ちであり、これは古より地方が負う宿命です。大切なのは都会に出た彼らが 4 年後にどの位の青年がこの須坂に戻って来れるかです。18 歳時の同期生が 23 歳になった時の人口差が少ない程、「須坂市は地力と魅力がある町」と言えます。

今や善光寺平の広域的範囲で、雇用の場や創業の場を求めなければ、子孫らは郷里須坂で住み続けることは叶いません。人口減少時代の須坂市が如何に魅力ある「まちづくり」を、強（したた）かな指標をもって突き進むかです。都会での学業を終えた彼らが郷

里に戻って来れる手立ては、偏に須坂に雇用の場を創ることに尽きます！ 大型商業施設の須坂開設に向けて全力を傾ける意義は、将に子孫が住み続けることが可能な郷里須坂にしたい。この一念に尽きます。

## 2. 温もりのある福祉社会を築こうではありませんか！

### (1) 子宮頸がんワクチン接種の勧奨中止について！

平成 25 年 5 月に、希望された女性と市内 4 中学校の女子生徒 243 人が、一回目の集団接種を受けました。然しその後、突如接種は勧奨中止され 4 年が経ちます。

女性の百人に一人が生涯のいずれかの時点で、子宮頸がんにかかるとのされたことです。ワクチンの安全性が高められ、有効性がある接種の再開が一日も早く叶うことを願って、これからも議会で国の責任追及を取り上げてまいります。

### (2) 子ども・高齢者の貧困は政治の責任です！

全国の児童・生徒の 6 人に 1 人が一日一食しか食べていない。」との衝撃的な調査結果です。この数値は須坂市でも十分予想されます。子どもの将来がその生まれ育った環境によって、左右される社会を許してはなりません。

高齢者の貧困は、国民年金支給額では食費さえも侷ならない実情です。これは政府が、国民年金積立者の老後の年金受給権利を剥奪して、勤労者の基礎年金に汲み込んだ大罪を犯したと言えます。国民年金を基礎年金に汲み込んだ分、国民年金は実質ゼロ価値となり、厚生年金は一律に国民年金分嵩上げされたと考えます。政府は国民年金の基礎年金組み入れたことによる、新たに生じた高齢者の貧困者を「生活保護」措置での解決ではなく、抜本的に少額国民年金の救済を為し、貧困高齢者の生存権の確保を図る政策を牛出すべきと考えます。

これらの課題に、市は積極的に実態を調査して福祉課等との複合的な連携で社会的弱者を守るべき発言を今後も声を大にして訴え続け改善策を提案します。

## 3. 子どもは須坂の宝 この宝を須坂が育てる心意気を持続させます！

人生は二度ありません。「人間は、須らく生れたときからの教育でなせる」と実感する私は、幼児時から積極的な教育行政の関与が必要であると確信しています。市財政の許す限り、須坂市は人材育成に財政を注ぐべきと唱えてきました。

### (1) 「やがて世の光とならん！」須坂の宝を如何に護りきるか！

この名文は我が母校常盤中学校校歌の一節です。H29 年 10 月下旬に「県内の小中高いじめの件数 2.7 倍に」と報道がされました。子どもや若者の悩みによる自殺防止に手を差しのべましょう。「いじめ」は早期に気づき、迅速に且つ毅然たる態度で臨む勇気が必要です。いじめ被害者の身の安全・保護策を行政・司法が心に寄り添った真摯な姿勢で対応をしてあげることが、これからも提唱し続けます。

## (2) 障がい者の皆さんの小・中・高等教育を受ける権利を守る

私は、障がい者の皆さんの小・中・高等教育の機会と、ゆるぎない人権擁護と能力に応じた就労を三すくみで捉えています。決して「支援学校高等部卒」の肩書をかざして、生涯の糧が保障されるものではありません。支援学校高等部に学ぶことは、より心の糧が豊かになれると捉えるべきものと考えます。高等部卒業後は、何れにしても何らかの職に就かねばなりません。この雇用の機会が果たして保障されるのかが、保護者の皆さんや関係者の方々の心を痛めるところであると思います。

彼らの人権を守り雇用の場を確保しうる法が「障がい者雇用促進法」であると思います。この法に基づき、事業者に一定割合以上の障がい者を雇うよう義務付けられていますが、業務に高い専門性を求められる企業や、特殊な業種を取り扱う企業、営業を主業務とする企業は、障がい者を雇用しづらい実情です。

勤労意欲を削ぐ施策は、結果的に共生・共創社会の減退に陥ることとなります。法で保障する以上、政治の指導の下に率先して手を差しのべるべきものと思っております。生涯に亘って障がい者の方々に夢を持たせる。笑顔がある生活を叶えるためにも、須坂市が思いやりを込めた政策を、展開することが大切だと考えております。

## (3) 万一の災害時に対応できる組織づくりが市民の命を守ります！

消防団員を兼ねる市職員は、万一大災害発生の際には、消防団活動から外れ市災害対策本部の下で公務に専念せねばなりません。これでは消防団の消防活動に支障をきたします。これを補うために「退職消防団員再活用制度」を設けて、退団消防団員が長年に亘って修得されているポンプ操法等の高度な消防技術を、災害時に市民のために活用出来ないか。他市に先んじて実現する必要性を今後も提唱してまいります。

## (4) 防災対策の推進として、中学生や高校生の協力を求める！

「東北地方太平洋地震において、ある町内会の報告書で、中学生や高校生が様々な役割を担ってくれた。彼らの従順さと強い責任感が役立った。」ことを、元仙台市消防局長 高橋文雄氏の講演で知りました。須坂市も災害時における避難所運営に「中学生や高校生」が支援活動に自主的に参加できる手立てを今後とも提唱してまいります。

## 4. 民間で出来る仕事は民間に開放し、小さな市役所をめざしましょう！

- ◇ 須坂市が須坂市であり続けるためには、財政力を図る様々な手立てが必要です。65歳就労時代における雇用の場の確保は、現存の企業の発展と他市から企業を須坂に誘致すること。更に民間の手によって運用可能な市の事業は積極的に民営化し、施設も公設民営或いは施設移譲等を図ることが大切です。
- ◇ 平成11年初出馬の際に、職員200名を削減することを提唱しました。平成29年4月までに139名の削減が叶いました。残す目標はあと60名です。今後も市職員の大幅な削減を提唱します。一方で、中途採用の途も拓き、有能な人材登用を確保し行財政改革を推進して、須坂市は「小さいながらも、有能な職員が布陣す

る行政庁を以って市民に奉仕する。」ことを唱えます。

## 5. 市民の権利を護る議員でありたい！

- ◇ 議会は融通の利かない機関です。朝令暮改を防ぐ意味合いもあるからだと思います。然し、私は法で許される緊急質問や一般質問、常任委員会での調査研究の場を駆使して、皆様の平穏な市民生活を守るための手立ての追求と、市民の求める声が私益ではなく公益であることを確認し、大いに聞く耳を傾けその実現のための手立てを勘考して実現に向けて行政に働きかけをしてまいります。
- ◇ 議員として、市が行う事業の合理性・必要性・費用対効果を物差しとして、市の事業評価を行い、場合によっては代替案を提唱してきました。
- ◇ 市民が行政に対して「おかしい？」と言える法律があります。行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法ですが、平成 26 年にこれら行政三法の改正と併せて行政書士法が改正され、特定行政書士が制定されました。

特定行政書士によって、“行政書士が作成した”官公署に提出する書類に係る許認可等に関する「行政不服申立てに係る手続の代理」が行えることになりました。「市民の権利を護る議員」を唱える以上、私は老骨に鞭うって、「この資格が市民の皆様のなにかしの権利救済に寄与できれば」と思い立ち、特定行政書士資格を取得しました。行政の立法案や法の運営に対して「おかしい？」と感じた場合は、特定行政書士に求められる「行政に対しての、客観的かつ公平な識見を備えた」議員として、須坂市民の権利を護り抜きたいと思えます。

## 第 2. 議員になる前から取組んできた提唱と実現したこと

### ◇ 故県会議長 田中英一郎先生と若き日に取組んだ事業（当時 35 歳～）

- 米子と孺恋村干俣間をトンネルで結び、四阿山を迂回しないで大前に至ることで、距離と時間の短縮と冬季間閉鎖されていた国道を冬季間も菅平越えを可能にし、須坂市を軽井沢と共に関東圏の玄関口にする「米子トンネル構想」を言上。
- 北アルプスにトンネルを掘り黒部市（北陸）を北信・中信に引寄せ、北陸圏・関西圏との交易を図るためのルート構想を言上。黒部市を現地視察しました。
- 新幹線を千曲川の河東側に走らせる「河東ルート構想」を言上。浮上していた長野ミニ新幹線構想を徹底阻止し、新幹線はフル規格で長野駅まで実現しました。
- 高速道路長野道を稲荷山から安茂里に迂回し、県庁付近に I C を設け、更に昭和通りを東進し屋島経由で高速道路信越道と合流する須坂 J C 構想を言上。これは県内の市町村が県庁に出向するに、極めて県民の利便に資する高速道路網の構築を念頭に置いたからです。

### ◇ 故田中英一郎先生・故中島輝夫先生（ご両人は県会議長を歴任）と取組んだ郷土発展のための事業

- 須坂 IC 周辺総合開発機構（株開発センター、株相互、（有）須高宅建事務所）は、須坂長野東 I C 周辺の農地（市街化調整区域）凡そ 5 万坪の宅地開発を要する「ブックランド構想」を市に言上。併せて「須坂 IC 周辺開発関係地権者会」を立ち上げ



て、実行計画を展開しましたがバブル崩壊でとん挫。この計画は後に「インター須坂流通産業団地」として市に引き継がれて実現しました。この事業の成就により市税（固定資産税）収入は、農地時の約 100 倍もの増収となりました。開発された区域には数多の企業が進出し、多くの市民の雇用の場が実現しました。（当時 44 歳～）

#### ◇ 長野県行政書士会・副会長（長野支部長）時に取組んだ事業

- 「行政書士の受験資格は学歴を問わない」「公務員で行政事務担当期間 10 年以上の無試験規定の期間引き上げ」「行政書士に申請代理権の付与」を目指して国会に運動を展開しました。
- これらの要求が国会で取りあげられて、行政書士法が改正されました。学歴を問わず誰でもが受験可能となり、公務員経歴期間も 10 年から原則 20 年となりました。更に申請代理権も付与されて『あなたの街の法律家 行政書士』が実現しました。行政書士の法律職国家資格を確立することができました。
- 私は、行政書士受験資格を「学歴を問わない」とする以上、公務員の特権規定は廃止し「行政書士国家試験合格者のみが行政書士になれる」規定とすべき主張をしました。本当に行政に精通した実力のある公務員ならば、正々堂々と行政書士国家試験を受けるべきと考えるからです。
- 長野支部の事務局を支部長宅に置く片手間の事務局を廃止し、独立した支部事務局を設置し。支部会費の負担を総会で決めて、専従の支部事務局員を置き、行政書士利用者の便益と支部会員の双方の利便を図りました。
- やる気のある行政書士を育成し信頼を勝ち取るために、得意とする取扱業務を支部に登録させ、行政書士制度を利用される市民の便益を図りました。（当時 49 歳）

#### ◇ 長野県宅建取引業協会役員時に取組んだ事業

- 「県内支部で個々に行っていた、不動産無料相談日を県内一斉の開催日にすべき。」と提唱しました。県内一斉に同日の不動産無料相談所の開設が実現しました。このことは現在も引き継がれて、不動産取引をされる消費者の皆様の保護が図られています。（当時 47 歳）

### 第 3. 議員として取組んだ事業・現在取り組んでいる事業

#### (1) 泉小路拡幅整備事業の進捗について

金井原通りから本町通りまでの凡そ 300m は狭隘な市道であり、万が一の天災や人災の発生や住民の安心・安全道路と商売の促進の為にも地域住民の永年の悲願でした。ようやく市道の拡幅事業の全容が収容建物の取壊し等まで進んで、道路の形となって現われてきました。泉小路が中心市街地蘇生の幹線道路になると確信しています。

#### (2) 国道 406 号の須坂駅南交差点が改良されます

この交差点は須坂市の慢性的な渋滞ネック地点です。長野電鉄屋代線の廃線に伴い西口踏切も撤廃され、市民の喫緊の課題として要望のある「渋滞の解消」に向けて、本交差点の改良工事は、いよいよ県によって行われます。

### (3) 日野児童クラブの全面改修について

塩川町の地域住民の皆様から小職宛に改善要求をいただいた、手狭で施設の設備も劣悪だった日野児童クラブは、新たな施設として全面改修されました。

### (4) 大型商業施設イオンの須坂進出計画について

冒頭でも表記しましたが、H29年12月22日、須坂市はインター周辺の開発について、地域未来投資促進法に基づく基本計画は、国（経済産業省外関係各省）から同意を得ました。

これから更にクリアしなければならない課題が数多予想されます。多くの市民の皆様が強く望んでおられる、大型商業施設計画等が実現できるよう、須坂市と一体となって、議会としてできることを着実に進めていきたい所存です。

須坂市は、改めてイオン進出を阻止する理由はありません。仮に須坂進出を放棄した場合には、近隣の市町村にイオン進出を許すこととなります。ここが正念場です。何卒、市民の皆様方のご声援・御協力をお願い申し上げます。

## 第4. 市議5期・後半の議員活動は次のとおりです。(H29.2～)

- 須坂市議会議員 : I. インター周辺等開発特別委員会委員長  
II. 総務文教常任委員会委員  
III. 予算決算特別委員会委員
- 長野広域連合議会議員 : I. 総務委員会委員長
- 須坂市都市計画審議会委員

## 第5. 憲法が保障する請願権を行使される皆様に支援します

憲法が保障する請願の多くは、請願人にとっては将に藁（わら）をも掴む思いで、議会に請願されたものであることを思うとき、明白に憲法を否定し、或いは憲法違反の内容が窺われる願意であるとき、或いは市議会の権限外の要求で場合を除いては、私は真摯に請願の願意を斟酌し、議員として議会での審議においても、請願は国民の参政権と捉えて請願を叶えるように努めております。どうか市民の皆さんが大いに、憲法で保障された請願をする権利の行使をされることをご期待しています。

私は、一般質問、委員会審査等で「憲法の鼓動を感じとる町」を標榜して、憲法に関わる課題を取り上げております。

## 第6. 憲法が唱える平和原則に「安全保障関連二法」は相容れない

「安全保障関連二法」については、私は学生時代に繰返して読んだ「法学教室」（有斐閣）の中から、憲法第9条に関わる論文を「正確な概念の再認識」掌握のため読み返しましたが、改めて私の「このたびの改憲手法は立憲主義に反している。」一連の発言は間違っていないと胸張れます。

政府が強行しようとする安全保障関連法は、憲法第9条の平和主義を瓦解し、全く異質の憲法としてしまいます。憲法の変遷は戦後70年の方向とは異なった国家になることを意味します。子孫の為にも、現内閣の一連の手法は国民の意思を無視したものであり、速やかに廃棄すべきものと思います。

【参考文献：法学教室・第1期8巻、第2期8巻：有斐閣。デバイス憲法：早稲田経営出版。憲法Ⅰ、Ⅱ：有斐閣。行政法：LEC 東京リーガルマインド。憲法・橋本公宣、憲法・清水睦：中央大学。憲法判例百選[6版]、行政判例百選[5版]：有斐閣。集团的自衛権と安全保障：岩波書店】

## 第7. 市の第三セクター・須坂温泉に対する私の基本的な考え方

須坂温泉株式会社は、①市民の憩いの場としての役割を十分に果たしていること。②昨今の住宅事情から慮るに、都会に出られた須坂出身者が帰省された折には実家に泊まらず、須坂温泉に宿泊される傾向があること。③須坂市が観光振興を促進して観光客を招致することを政策として掲げるうえで、須坂市に観光客が宿泊できる施設が必要であること等の役目を負っています。

須坂温泉の存続のため「須坂温泉の事業全部を（株）古城荘に賃貸する」に際し、貸主として施設の賃貸借契約締結に先立って、設備の故障箇所を修理すること等は貸主の当然の義務であります。市は第三セクターである須坂温泉存続に対し、事情によっては公的支援もやむを得ないと考えます。

施設を賃貸することによって家賃として収入面では安定しますが、賃借人が営業努力しての温泉経営が増収になったから、即家賃の値上げを求めるような虫の良い話にはなりません。我々市民が須坂温泉存続を望まれるならば、須坂温泉を月1回は利用して声援を贈ることが必要であると思います。

## 第8. 議員活動をとおしての大切な心得

「互いの相違点が存在することは認めよう。しかし、同時に互いの共通の利益にも目を向け、相違点の解決にも努力しよう。そして、もし相違点を克服できないとしても、少なくとも多様性を認めるような世界を作る努力は成せる。なぜなら、最終的にはわれわれの最も基本的な共通点は、皆この小さな惑星に住み、皆同じ空気を吸い、皆子供たちの未来を大切に思っている。そして、皆死んでいく身なのだ。」

（『ケネディからの伝言』落合信彦著より引用）。

これはケネディ大統領の演説です。全世界の人々が日頃感じている永遠の願いを、大統領が呼び掛けた演説です。時代がどんなに変わっても我々のこころを打つ名演説であると思います。

私たちも、私たちの子孫も、「この須坂に生れてよかった。」「この須坂で育ってよかった。」「この須坂で生きて（生きて）よかった。」と言える須坂を、共に創ろうではありませんか。

どうか「言うことも言うが、やることもやる男！佐藤寿三郎」にお力添えください。

平成30年（2018年）1月